

三田市住宅取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年世帯等の三田市内での定住を図るため、市内において住宅を取得する若年世帯等に対して、その住宅取得費の一部を補助することに関し、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市の住民基本台帳に登録され、かつ、市内の自ら所有する住宅に居住することをいう。
- (2) 若者世帯 補助金の交付申請時において、夫婦（婚約及び内縁関係を含む。）の満年齢の合計が80歳未満の世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 補助金の交付申請時において、子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。）又は妊娠している者が属する世帯をいう。
- (4) 若年独身者 補助金の交付申請時において、婚姻をしておらず、その者の満年齢が40歳未満であるものをいう。
- (5) 若年世帯等 第2号から第4号に規定するものをいう。
- (6) 住宅 一戸建て又は集合住宅において、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように、一つ以上の居室、専用の炊事用流し、専用のトイレ及び専用の出入口が設置されている建築物をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が新たに自己の居住を目的として取得する住宅であることのほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 令和5年4月1日以降に建築工事請負契約又は売買契約を締結し、所有者として所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したものであること。
- (2) 補助金の交付申請日において、登記完了日から起算して1年以内のものであること。
- (3) 補助対象住宅の取得にあたっては、贈与、相続、遺贈等によるものでないこと。
- (4) 同一の補助対象住宅にかかる申請は1回限りとする。ただし、所有者が異なる場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事等に伴う移転補償により取得した住宅は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、交付申請日において次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に居住する若年世帯等に属する者
- (2) 補助対象住宅を取得し、世帯全員が居住し、本市における居住が一時的な居住でない者。ただし、転勤、就学等に伴い世帯員の一部が居住できない場合は、この限りでない。
- (3) 補助対象住宅に係る建築工事請負契約又は売買契約を締結する者（共同名義による契約の締結の場合は、そのうち1名のみを対象とする。）又は同一世帯に属する者
- (4) 所有権保存登記又は所有権移転登記において、所有権を有する者又は同一世帯に属する者
- (5) 市区町村民税を滞納していない者
- (6) 暴力団員又は暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用でないと市長が認める者
- (7) 同一世帯に属する者のいずれも過去にこの要綱に基づく補助金の交付及び、本市、国又は他の地方公共団体による住宅取得のための補助金その他の金銭的給付を受けていない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の取得にかかる建築工事請負契約又は売買契約に係る経費（土地の代金を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金の交付の対象としない。(1)

既存住宅の増築又は改修工事に係る経費

- (2) 賃貸の用に供する住宅又は住宅のうち賃貸の用に供する部分の工事又は取得に係る経費
- (3) 併用住宅における事業部分の工事又は取得に係る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、以下の各号に掲げる金額の合計額を上限とする。ただし、該当金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 基礎額

補助対象経費の10分の1に相当する額で、上限は10万円とする。

(2) 加算額

ア 対象世帯が三田市外から転入した場合（補助対象住宅に居住するために本市に転入する直前の住所が市外であること） 基礎額に5万円を加算

イ 補助対象住宅が市街化調整区域内にある場合 基礎額に5万円を加算

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第3条第1項の規定による補助対象住宅の取得にかかる登記完了日から起算して1年以内に三田市住宅取得費補助金交付申請書兼請求書に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅に居住する世帯全員の続柄の記載のされた住民票の写し
 - (2) 市区町村民税納税証明書（申請日時点で取得できる最新のもの）
 - (3) 補助対象住宅に係る建物の登記記録の全部事項証明書（土地の登記は不要）
 - (4) 位置図
 - (5) 住宅全体写真
 - (6) 建築工事請負契約書、売買契約書等の写し
 - (7) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類
 - (8) 補助対象住宅箇所が記載された都市計画規制情報図の写し
 - (9) 三田市住宅取得費補助金に係る共有名義同意書（共有名義である場合）
 - (10) 誓約書
 - (11) 同意書
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定し、三田市住宅取得費補助金等交付（不交付）決定通知書により、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（補助金の実績報告および額の確定）

第9条 規則第18条の規定により、同規則第11条に規定する実績報告及び第13条に規定する補助金等の額の確定の手続は、省略するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、第7条の申請書の提出があったときは、第8条第1項により通知した交付決定額について、確定払いにより補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若くは一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、当該返還命令の通知を受けた日から14日以内に補助金を返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。